

○鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第4項の規定に基づく寒冷地手当の支給に関する規則

平成17年6月29日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「条例」という。)附則第4項の規定に基づき、寒冷地手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
(寒冷地手当の支給)

第2条 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「給与条例」という。)第1条に規定する鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)のうち、基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日をいう。)に在勤し、常時勤務に服する職員で次に掲げる職員以外の職員に対して寒冷地手当を支給する。

- (1) 無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(地方公務員法第28条第2項第2号に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者(地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。)
- (4) 専従休職者(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員をいう。)
- (5) 非常勤職員
- (6) 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。)

(寒冷地手当)

第3条 寒冷地手当の額は、基準日(その属する月が平成18年3月までのものに限る。)における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、平成17年6月30日現在における世帯等の区分と平成17年7月1日以降の世帯等の区分に変更がある場合には、平成17年6月30日以降の世帯等の区分のうち、寒冷地手当の額が最も少なくなる世帯等の区分とする。

- (1) 世帯主である職員のうち、扶養親族が3人以上ある職員 19,560円
- (2) 世帯主である職員のうち、扶養親族が1人または2人ある職員 16,300円
- (3) 世帯主である職員のうち、扶養親族のない職員 9,820円
- (4) その他の職員 6,840円

2 平成18年11月から平成20年3月までの基準日においては、前項で定める寒冷地手当の額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円

3 前2項の規定により寒冷地手当を支給される職員であつて給与条例第22条第2項または第3項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定による額の100分の80に相当する額とする。

(世帯主である職員等の定義)

第4条 この規則において世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 給与条例第9条に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)を有する者
 - (2) 扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている者または下宿、寮等の一部屋を専用している者
- (寒冷地手当の減額)

第5条 寒冷地手当は、職員が次の各号の一に該当する場合においても減額しない。

- (1) 給与条例第24条の規定によつて給料を減額された場合
- (2) 地方公務員法第29条第1項の規定によつて減給処分を受けた場合
- (3) 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第10条の規定によつて給料を減額された場合

(支給日)

第6条 寒冷地手当は、基準日の属する月の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和44年規則第5号)第10条第1項に規定する給料の支給日に支給する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合寒冷地手当支給規則の廃止)

2 鯖江・丹生消防組合寒冷地手当支給規則(昭和44年規則第9号)は、廃止する。